

《林野火災注意報のお知らせ》

令和8年1月1日から条例が変わり、新たに
林野火災注意報が発令されるようになります。

場合によっては罰則が発生することもあります！
林野火災注意報が発令されたときは次の事項に注意してください！

1 火の使用制限について（条例第29条）

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は暴発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。



2 林野火災注意報発令時の対応について

前述のとおり、「林野火災注意報」が発令された場合、屋外でのたき火など、火の取り扱いは禁止です。火を取り扱っている場合は、すぐ中止してください。

また、「林野火災注意報」の発令時は消防車両などによる巡回広報を実施します。たき火などの火を取り扱っている方に対して実施しないように注意喚起を行います。

裏面もあります。

3 たき火などを行う際の届出について

原則、書類での届出が必須になります。

以前から、たき火などを行われる場合は事前に実施場所などを書類による届出、若しくは電話連絡で管轄消防署にしていたいていましたが「林野火災注意報」の施行に合わせ、書類による届出をしていただくようになりました。

<改正前>

火災警報(消防法第22条)

※松本広域連合火災予防規則で規定
実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下で
最大風速7mを超える(見込み)、
平均風速10m以上1時間以上連続(見込み)

火の使用制限※

<強い制限あり>
罰金30万円以下
又は
拘留(法第44条)

<改正後>

林野火災注意報(条例第29条の8)

※松本広域連合火災予防規則で規定
前3日間の合計降水量1mm以下かつ
前30日間の合計降水量30mm以下
もしくは、前3日間の合計降水量1mm以下
かつ乾燥注意報が発表。

火の使用制限※

<努力義務>
罰則はありませんが、
火入れ、たき火等の実施
は禁止となります。

火災警報(消防法第22条)

※松本広域連合火災予防規則で規定
実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下で
最大風速7mを超える(見込み)、平均風速10m以上
1時間以上連続(見込み)

火の使用制限※

<強い制限あり>
罰金30万円以下
又は
拘留(法第44条)

松本広域消防局山形消防署：0263-98-4455